

職業性疾患・疫学リサーチセンター

## 関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔  
 東大阪市高井田元町1-3-1  
 みずしま内科クリニック内  
 TEL06(6781)3330  
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

## 珪藻土バスマットなどのアスベスト含有製品の問題

## ～現時点での整理～

はじめに

大阪貝塚市が地元の会社が製造する珪藻土バスマットをふるさと納税の返礼品としたが、それはアスベストが0.6%程度混入したものだ。1万7460枚、コースター8490枚が販売されていた。同社がつくる消臭・調湿剤「エコ・ホリン」計3020枚にもアスベストが含有していた。

これらは昨年11月に明らかになった。



**アスベストを1.5%検出したニトリの  
 バスマット（右）  
 同じく0.9%検出したバスマット（左）  
 2商品で170万点。**

**同社発表資料より**

貝塚市の堀木工所という会社は、古い建材（2001年購入の成形板）を再利用してこうした製品をつくっていた。2006年に含有0.1%以上を製造、輸入、譲渡、提供、使用することを禁止することとなったが、知らなかった。14年後に廃棄物処理業者に聞かれて初めて検査したという。

貝塚の事件以降、全国で、それもニトリ、ヤマダ電機、カインズ・・・等々という大手の企業の製品も同様にアスベストが0.1%以上、最高1.5%含有していた。

しかしこれらはいずれも中国企業が製造したものだ。という。

大阪アスベスト対策センター  
 伊藤 泰司

紙数も限られているので、ここでは一連の事件の特徴を整理することにしてみたい。

ヤスリで削ることを推奨

第一。今回大きく注目を集めたポイントは、バスマットの吸水効果を復活させるためにヤスリが付属しており、1か月に1回程度、使用者が自分で表面を削り取るような製品となっていた。これでは使用者がアスベストにばく露することになる。

かなり広く普及していた

第二。非常に広く普及していたこと。貝塚の事件はごく一部でありその後に明らかになってきた事態の規模はケタ違いである。

「カインズの珪藻土バスマットなど17製品からアスベスト29万点回収へ 中国の2社が製造」

「ニトリのアスベスト含有計18製品と判明回収対象23品目355万個超へ」

「ヤマダ電機ら44社で販売計44社で約2万4000個販売」

「サントリーのウイスキーに付属するコースターにも同じ原材料から作られた『珪藻土プレート』が使用されていた」。

「アマゾンが発売する珪藻土バスマット2商品に基準を超えるアスベスト検出。……一つはトレモライト」

「アマゾン以外の通販会社でも扱っていたが、調査中」などという報道がでている。

ここに書いただけでも60超の珪藻土製品からアスベストが検出され、回収対象は400万個に達する。

「回収します」という広告がでていますが、それは「面倒だ」、「自分は大丈夫」と考える人も多く、こうした対応では不十分だ。自治体行政も、アスベスト含有品の回収という特別の体制をとって、回覧板で回し、包み方などを説明して回収場所を増やすなどの取り組みが必要だ。

#### 大手の対応がひどい

第三。大手企業は誠実に対応していない。

まず一番多くアスベスト含有バスマットを販売したニトリ。回収対象の400 珪藻土製品の9割を占める。

ニトリで品質管理に携わっているのは海外含め約100 人おり、「すべての商品の品質チェックをしております」（似鳥会長）という。だが、その対象にアスベストの検査は含まれていなかった。

通販サイト「ニトリネット」の「珪藻土製品の自主回収に関するご案内」ページを1 月8 日に更新、法令の基準を超えるアスベスト（石綿）を検出して自主回収にいたったことを示す記載が削除された。発表資料も併せて削除された。珪藻土製品の回収方法を説明する箇所に残された〈通常使用をしている限りはアスベストが飛散する恐れはなく〉との記載からかろうじてアスベスト含有を類推することができるが、直接アスベストを検出したために自主回収にいたったことを説明する記載はなくなった。

ちなみにニトリの「カイトキササラバスマット40×55」（102 万余販売）は含有率1.5%であり、かなり危険度が高い。二番目に含有率がたかい「カイトキササラバスマット29×39IV」も0.9%の含有率だった。

テレビでもニトリが「回収します」という広告をだしている。しかし、「発がん物質アスベストが含有しています」とは言わない。理由のわからない回収を呼び掛けている。

次に世界の巨大企業アマゾン。

アマゾンはご存知の通り直接製造するわけではない。厚労省が独自にアマゾンのサイトにある製品を購入して検査をしたら2 製品に含有（一つは発がん性の高いトレモライト）することが判明。アマゾンがしたことは指摘のあった商品をサイトから削除しただけ。アマゾンに「回収しますか」という問い合わせには、「検

討中」という。厚労省に問い合わせると、「場所だけ貸してまずでは済まないでしょう」とは言うが……という状況。アマゾンのほかの商品はどうか、アマゾン以外の通販サイトはどうか。いまのところよくわからないというのが実態だ。

ちなみに珪藻土の商品をつくる業界団体「日本珪藻土日用雑貨製造協会（事務局：宇部興産建材）」は独自に定めた製品規格にはアスベスト（石綿）含有について基準が定められていないことが明らかになっている。

#### 使用するものを守る法がない

##### 第四。国の対応の問題

0.1%以上のアスベスト含有製品は労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に違反する。この法律は、製造、使用する労働者を守るための法律である。今回でも、製造にかかわった労働者、輸送に係った労働者、販売にかかわった労働者。それらを守ることは重要である。しかし、この商品を日常的に使用する使用者・国民を守る法律はもともとないのだ。

労働安全衛生法で、0.1%以上含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用という全面禁止になったので使用者である国民が救われる可能性があるということである。法律的には「反射的利益」というのだろう。もし使用したバスマットが原因でアスベストによる疾患を発症したとしても製造した業者も販売した業者も補償しなければならない規定はない。もちろん、損害賠償請求はできるが。

また、製造物責任法（PL 法）という法律があるが、あくまで製造者の責任を問うものであり、「生命、身体、財産を侵害」した場合の損害賠償である。ニトリやアマゾンは処罰の対象とならない可能性がある。

さらに、日本のアスベスト含有検査にはJIS1481-2 という日本独自の方式があって、ILOからは「やめた方がいい」と指摘されているが、その精度が低い。いろんな検査会社によって出てくる数字がいい加減だという問題もある。また、0.1%未満でも危険なのに、それをまともに検査できるところが日本にはあんまりないというような問題もある。

以上



# 建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任が最高裁でついに確定！

弁護士 谷 文章



## 国と企業の責任が確定し記者会見する 原告・弁護士・京建労（2021年1月29日）

### 1、国と建材メーカーの責任が確定した最高裁の決定

本日2021年1月29日、最高裁判所は、関西建設アスベスト京都訴訟において、大阪高裁で敗訴し上告していた国と企業8社（10社中）の申立てを棄却する決定を下しました。これによって、建設アスベスト被害に関して初めて建材メーカーの責任が広く確定したことになり、極めて大きな意義があります。

### 2、建材メーカーの責任について

今回責任が確定した建材メーカーは、エーアンドエーマテリアル、太平洋セメント、ニチアス、日鉄ケミカル&マテリアル、大建工業、ノザワ、MMK（エムエムケイ）、日本バルカー工業の8社です。これらの建材メーカーは吹付材やボード類などのアスベスト含有建材を長年にわたって製造・販売し、かつ、いずれのメーカーも建材市場において大きなシェアを有していました。当然、これらのメーカーのアスベスト建材を使用した建設作業者はたくさんおられます。そうした方々との関係で、最高裁判所が、シェアを1つの大きな拠り所として賠償責任を認めたということは、

いま被害に苦しんでおられ、また今後も出てくるであろう被害者の救済にとって決定的に重要です。

また、吹付材の主要なメーカーの責任が認められたことも重要です。吹付材は総じてアスベストの含有量が多く、しかも飛散性が高いため、とりわけ危険性が高いとされてきたためです。しかしこの吹付材メーカーについては、これまでの下級審判決では十分に責任が認められないことが多くありました。シェアが不明であったり、注意義務違反を問える時期には製造・販売を終了しているといったことが理由に挙げられていました。けれど、京都訴訟の地裁判決・高裁判決は、これらの点について、シェアは判明している、製造・販売した時期には注意義務違反が認められるなどと判断しており、それが最高裁で維持されたことから、アスベスト被害の発生に重大な責任のある吹付材メーカーの法的責任が明確になりました。

これまで建材メーカーは「被害を発生させた建材やメーカーが具体的に特定されていない」として言い逃れを続け、救済に応じず、それどころか話にすらなかなか応じようとはしませんでした。最高裁はこうした建材メーカーの姿勢をも断罪したのです。被害休止には一刻の猶予もありません。直ちに動き始めるべきです。

### 3、国の責任について

また、国との関係では、1人を除いて国の賠償責任が確定しました。12月に東京ルートの高裁判決に関して既に国の責任が確定していましたので、それと同旨の判断になります。労働者ではない個人事業主などの関係でも賠償責任を負うことが改めて明確となったのであり、意義のあることです。

そして、重要なのは、1975年よりも前の時点での国の責任を認めたと考えられる点です。これまでの流れでは、1975年以降に関して国が責任を負うことは示されていましたが、それよりも前の時期については判然としていませんでした。今回の決定によってそれ以前の時期に国が責任を負うことが示されたのであり、それだけ救済の範囲が広がることになるため、大きな意義があります。

#### 4、被害救済に取り組み続けます

最高裁の決定が届いた1月29日は、奇しくも、建材メーカーの責任を初めて認めた京都地裁判決（今回の最高裁決定のもとになった判決）が下された2016年1月29日からちょうど5年になります。建材メーカーの責任が初めて

断罪された京都訴訟で、建材メーカーの責任が初めて確定したこと、しかも丸5年を経た同じ日であること、不思議なものを感じます。

アスベスト被害についての国と建材メーカーの責任は、大枠が確定しました。しかし被害は終わりません。京都訴訟もすべてが終結したわけではなく、まだ最高裁の判決も控えています。各地で新たな訴訟も提起されており、京都地裁でも裁判が進行中です。アスベストの被害は極めて深刻なものです。命を奪われる方も後を絶ちません。1人でも多くの方が、お元気なうちに救済されるよう、これからも全力を尽くさなければなりません。

建設現場で働いておられた方、肺がんや中皮腫などで闘っておられる方、いつでもご相談ください。

## 労災休業補償の支給要件と給付打ち切りについての問題提起 ~最終編~

酒井事務局長



4) 「当該労働関係」のもとでの「一般に労働不能」が真っ当な解釈

深刻な後継者不足にある建築業界で、Kさんのような若い大工は“宝”です。「しっかり治して早く復帰したい」という純真な若者を、まだ骨がくっついておらず歩行も困難な中で、「デスクワークが可能」として補償を打ち切るなどとは、労災保険の目的…「被災労働者の社会復帰の促進」（労災法第1条）からも許されるものではありません。

昭和41年に出版された行政の解説書で、「一般に労働不能」であることに次ぐ但し書きとして「特別な事情がない限り、当該労働関係における労働不能で足りるものとして扱われるのが通常である」（労働省労災補償部編著『改訂版労働者災害補償保険法』）との記載がありました。「当該労働関係」、すなわち、Kさんと言えば所属の工務店で賃金を受けられる仕事があるかということであり、例えば、大作業ができなくても片付けや雑用の仕事ができれば「一般的に労働不能」とは言えない＝支給対象にならないというレベルの話であり、これならば常

識的で正当な解釈だと思います。なお、同書は次の改訂（新訂版・昭和59年）で、不可解にもこの一文だけが削除され、現在に至っており、その理由は不明です。

また最近、腰痛で療養中の航空機操縦士が、地上業務の軽作業に従事できるとして労基署が行った休業補償の不支給決定を取り消す判決がありました（平成29年1月25日東京高裁判決）。同判決は「『療養のため労働することができない』かどうかの判断に当たっては、労働者が使用者（雇用主）との労働契約に基づいてどのような労働を行い得るかということも考慮に入れるべきであり、使用者（雇用主）のもとで従前従事していた労働の内容や態様、使用者（雇用主）と締結していた労働契約の内容や使用者（雇用主）がその企業の実情において提供可能な他の業務の種類なども考慮に入れて判断すべき」としており、これも前記の解説書と同様の正当な判断です。

今後、こうした正当な解釈が定着するよう、私たちは行政を監視し、声を上げ続けていかなければなりません。